

石川県立生涯学習センター無線LANの利用規約 兼 同意書

(目的)

第1条 本規約は、石川県立生涯学習センターの利用者の利便性を目的として整備した無線LANの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、当館の貸室利用者で無線LANの使用を希望する者をいう。

(無線LANの内容)

第3条 利用者は、当館貸室内においてインターネットへの接続が必要とされる場合に、無線LANを使用することができる。

2 無線LANの使用を希望する者は、石川県立生涯学習センター使用許可申請書にその旨記載す

3 無線LANの利用料は無料とする。

(利用条件)

第4条 無線LANの使用は、本規約に同意した貸室利用者に対して認めるものとする。

2 利用者は、無線LANの使用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 無線LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

4 無線LANの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続き)

第5条 利用者は当館職員からパスワードを取得して無線LANに接続し、利用を行うものとする。

(利用場所及び利用時間)

第6条 無線LANが利用可能な場所および時間は貸室の場所・時間に等しい。

(禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (4) 誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
 - (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
 - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当館は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第8条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として当館が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第9条 当館は、次のいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 無線LANに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第10条 当館は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、当館は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が無線LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当館は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当館は一切の責任を負わないものとする。
- 6 当館は、利用者の承諾なしに、無線LANの内容を変更することができる。

(規約の変更)

第11条 当館は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

以上、同意します。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名